

東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成
6年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（市長の選挙における候補者に限る。）」を削り、同条第2項中
「市長」を「東大和市議会議員又は市長」に改める。

第8条中「定める枚数（」の次に「東大和市議会議員又は」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条及び第8条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」とい
う。）以後その期日を告示される東大和市議会議員の選挙について適用し、施行日
の前日までにその期日を告示された東大和市議会議員の選挙については、なお従前
の例による。